

## 事業計画書

### 【注意事項】

1部あたり 50 ページ程度を限度に作成してください。

### 1 運営ビジョン

#### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

**積み重ねたつながりをいかし、新しいつながりを紡ぎながら  
身近な場所でともに考えながら一緒に歩むケアプラザ**

・団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を迎えたあとの指定管理第 5 期については要介護認定者や認知症高齢者が増えることが見込まれます。上倉田地域ケアプラザのエリアは比較的若い方たちが多く区全体の平均よりも高齢化率は低い地域ですが高齢者の介護のご相談は増加しています。

また、駅に近いエリアであることから他地域から転居で上倉田地域ケアプラザのエリアに住みはじめる方も多くいます。横浜市の地域ケアプラザは『住民の孤立を防ぎ、必要な支援にむすびつける身近な福祉保健の拠点』といった設置趣旨からも公共性が高く、また住民の近くに在ることが求められます。住み慣れた地域で暮らす方のみならず新たな暮らしを始める方が、地域でのつながりができるようまた、地域の中にも新たなつながりが生まれるよう今までのケアプラザ運営での関係をいかしていきたいと考えています。

・住まいを中心にして、医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に支援されることで住民が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていく仕組みとしての「地域包括ケアシステム」が推進されてきています。上倉田地域ケアプラザエリアには大きく 2 つの地区があります。

ケアプラザエリア全体への働きかけとともに、連合エリア単位、町内会自治会単位、住居形態別など地域や暮らしの状況に応じた働きかけを行い、日々の相談や介護事業を通じた個別支援を丁寧に専門性をもって実践することで地域包括ケアシステムの推進をすすめていきます。

・高齢者、子ども、障がい者支援等世代を問わず地域に暮らすだれもが安心して暮らせる地域には、地域の強みやこれから課題を住民の皆さんと共有することが重要です。地域活動への訪問や、講座の実施や日々の相談等を通じ皆さんとの顔の見える関係を築きながら地域の強みやこれから課題を住民の皆さんと共有し地域に暮らすだれもが心豊かに暮らせる取り組みをともにしています。

・ケアプラザの場所は担当エリアの端に位置しています。相談や講座を地区に出向いて実施することで、よりたくさんの方にケアプラザの機能を使っていただけるよう工夫していきます。

・身近な場所でともに考えながら一緒に歩むケアプラザとなるよう指定管理事業と介護保険事業を連動させケアプラザ全体で取り組んでいきます

## (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

### エリア全体で各地区で　皆さんとともに

上倉田地域ケアプラザは、2つの連合町内会エリアを担当しています。マンションやURなどの集合住宅と戸建てが混在していること、戸塚駅からのアクセスが多いこともあり高齢者も含めて転居者が多いという共通部分はありますが、一方で住民の年齢層や地域の成り立ちなど2つの連合それぞれに異なった特徴を持っており、データ分析等を基に、それぞれの地域特色や地域課題、ニーズに合わせた連携・協働が必要ととらえています。

#### ○上倉田地区の地域特性

- 戸塚駅からのアクセスも良く、通勤・通学の利便性の高いエリアです。エリア内には、地域施設や商業施設、幼稚園・保育園が多く、小学校、専門学校や大学もあり、学生や子育て世帯も多いエリアです。閑静な住宅地と、柏尾川周辺や明治学院大学周辺の四季折々の風景が楽しめる自然豊かな環境が共存しているのも特徴です。
- 高齢化率22.71%と区内平均値より低い数値になっていますが、「駅周辺エリア」と「駅から遠い坂の上のエリア」では、同じ上倉田地区内でも、地域課題や地域ニーズが異なっています。また、昭和40年代に分譲され形成された町内会住民や、築30年を超えるマンション住民の高齢化が一気に進んでおり、介護保険の相談・申請が急増しています。
- 地域活動が活発な反面、同じ顔触れでの活動になっていること、高齢化が進んでいることがあり、地域活動者を増やすこと、子育て世帯が地域につながるきっかけづくりなど、裾野を広げていくことが必要となっています。

#### ○吉田矢部地区の地域特性

- 2017(平成29)年5月に誕生した戸塚区の中で一番新しい連合エリアです。古くは戸塚宿の時代からこの土地に住む住民の方たちと、マンション・UR公団に新しく越してきた住民の方たちとで構成されています。住宅地と商業地、柏尾川添いの緑豊かな環境が調和しており、戸塚駅も近く、区内でも交通アクセスの良いエリアです。
- 商店会と町内会が連携した駅周辺の夏のイベントや、東峯八幡の秋祭り、秋の花火大会、冬のランニング大会などの地域ぐるみの交流イベントも多いのもこのエリアの特徴です。
- 現在も毎年、新築マンションが建設による子育て世帯の流入が進み、生産年齢の割合が高く、区内では珍しく高齢化率もおよそ18.04%と若い力の期待されるエリアです。
- 古くから居住する住民同士の見守りや協力体制が残っている反面、地域包括支援センターへ相談としてつながったときに深刻化しているケースも少なくありません。早期相談への啓発活動の必要性はあると思われます。
- 地域の公的な地域施設や集いの場が少なく、日ごろから住民が身近な場で集う場が少ないと

地理的に細い道に戸建て住宅が多く、防災・救急時の課題があることを把握しています。

#### ○課題解決、魅力発揮のための関係団体等との連携方法

- ・『次の担い手が育ち、多世代での地域づくり・支えあいができる』、『自分の地域に誇りを持ち、安心して心豊かに暮らすことができる』よう、ケアプラザとして必要な支援をしていきます。
- ・それぞれの地区連合会定例会や民児協定例会、住民主体の活動や集いの場などで、地域全体の情報収集しながら、必要な情報共有と連携を行います。課題解決策や地域の魅力を更に向上させる策について、住民の皆さんとは違った視点で考えていきます。
- ・地域の地区連合定例会や民生委員児童委員協議会の定例会等に参加し、地域全体の情報を収集しながら、地域に役立つ必要な情報提供を行っていきます。また、各種団体が実施する活動に参加させてもらいながら、活動内容や課題等の共有に努め、今後の連携強化に努めています。
- ・地域の中心で活動してくださっている役員さんや地域福祉の担い手の方、ボランティアさんたちと連携し、皆さまの思いや目指す地域を把握すること、そして線でつながるような支援をすること、困ったときに手を差し伸べられる距離にいることを大切にします。
- ・地域の皆様が常日頃から取り組みたいと考えている「地域の安心・安全」「地域行事への参画」「担い手の育成」「支えあいの仕組み作り」につながる、講座や自主事業を検討していきます。
- ・「上倉田・吉田矢部地区子育て連絡会」「地区別ハートプランの推進会議」等の開催を重ねながら、地域課題解決のための課題抽出、地域の力や魅力を発揮できる具体的な取組と一緒に考え地域の皆様と共に推進していきます。
- ・地域ケア会議の場を活用しテーマに応じ、地域で活動する様々な人、グループ、団体、専門支援機関等に地域ケア会議への参加を呼びかけ、会議の参加を通して、連携を強め、地域の理想の将来像を共有し、実現に向けて共に取り組んでいきます。

#### (3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

#### 様々な関係機関との連携で心豊かに暮らす地域の実現を

- ・上倉田地域ケアプラザのエリアには、戸塚スポーツセンター、倉田コミュニティハウス、男女共同参画センター、戸塚区地域子育て支援拠点とつの芽サテライト、こども家庭支援センターくらき、明治学院大学、湘南とつかYMCA、幼稚園、保育園、放課後デイサービス、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、居宅介護支援事業所など様々な関係機関があります。また、民間企業や商業施設、スポーツジムなども多いエリアです。

赤ちゃんからご高齢者の方まで、誰もが心豊かに暮らす地域の実現にはこれらの関係機関との連携は、これからより重要になってくると考えています。

#### ○地域支援チーム会議、子育て連絡会等の場面を通して

- ・行政や区社会福祉協議会とは、地域支援チーム会議や地域ケア会議などを通し、地域情報や魅力・課題を共有し、役割分担をしながら地域づくり・個別支援を行っていきます。
- ・上倉田地域ケアプラザエリアを対象にした「上倉田・吉田矢部地区子育て連絡会」にて、戸塚区

役所 こども家庭支援課、戸塚区地域子育て支援拠点とつの芽サテライト、戸塚区社会福祉協議会などと連携して、今後、より一層必要性の高まる子育て支援に取組んでいきます。

- ・地域ケア会議や地域支援を目的とした講座の共催、個別支援などを通した連携をしていきます。

#### ○他の地域ケアプラザとの連携

- ・他の地域ケアプラザとの連携については、担当エリアが近い館とは情報共有や連携をしながら、共催事業の開催等でより広域での地域福祉の推進を図ります。
- ・戸塚区の所長会、各職種の連絡会を通じて、区域の他ケアプラザとの情報共有や連携を行っていきます。
- ・市レベルの所長会、各職種の研究部会や研修会にて市域の地域ケアプラザとの情報共有や連携を行っていきます。
- ・子育て支援については、令和5年度から開始した「とつかパパ楽の会」にて、戸塚区内の他の地域ケアプラザとの父親育児支援事業を通じた連携を行っています。今後も継続して、地域ケアプラザの連携を活かした区域での子育て支援を推進していきます。

#### (4) 合築施設との連携について（上矢部・東戸塚地域ケアプラザのみ記載）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

## 2 団体の状況

#### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

人が人との関係や暮らしを「開いていこう」と意志する支援を

#### ○法人理念

- ・人は誰もが自分以外の人とのかかわりによって自分がどんな人であるかを知り、他者との関係のなかで生活しています。社会のなかで様々な関係を豊かにもって暮らすことはどんな人に とっても必要な「幸せの要件」であると言えます。
- ・こうした人との関係が「障がい」や「老い」によって狭められてしまうことで人は社会から閉ざされ、生活上の困難に立ち向かう力を失ってしまいがちです。『開く会』という当法人の名称は、支援を必要とする人にとって「関係する人」として自らを位置づけ、その人が人との関係や暮らしを「開いていこう」と意志する力を持てることができるための「人としての支援」を自分たちの使命とし、その上で福祉の専門性を最大限発揮していこうとする法人の理念を表現するものです。

#### ○基本方針

- ・私たちは、35年前に泉区で社会福祉法人としての活動を始めました。法人の認可を受ける前15年間は、障がい児者・こども・学童たちが過ごせる居場所や社会的養護の子供たちが暮らすファミリーホームを泉区中田の地で実践してきました。こうした実践により獲得した、「福祉」的

な視点でとらえた人間観は、一言でいえば「関係論的人間観」と言えるものです。私たちは人と人、人と社会との関係から対象をとらえ、その対象に生じる困難を関係の調整や修復などの試みにより解決することを目指しています。

- ・地域ケアプラザという仕組みの特徴は、こうした福祉的な視点を土台として、「保健」という視点から見えてくる「統計学的人間観」とを「一元的」に扱い、人と地域にアプローチしていくことがあります。健やかさを保つという観点から、いわゆるデータを駆使し、予防を呼びかけ、統計学的視点で人をとらえることは近年大きく発展を遂げた分野です。
- ・一方で福祉実践とは「倫理的」なかかわりであり、データ等科学的に「するべきこと」が解ってはいても「できない」ことがあるという事実からのかかわりを大切にするものだといえます。一見相反する二つの人間観を別々のものとするのではなく、これを一元的にとらえ、その視点から人や地域と向き合っていくという試みに、これから社会にとってとても有効な可能性を私たちは地域ケアプラザの仕組みに見出しています。
- ・こうした地域ケアプラザの視点を現実の運営においてどう実現していくのか、それは難問ともいえる大きな課題です。そうであるがゆえに、どんな業務、どんな取組みにおいてもこの難問を意識に上らせ、これにアプローチしていこうとすること、これがケアプラザの運営における私たちの基本方針です。
- ・その実現には専門的な知見を有することはもちろん、このことを理解し、違う視点を有する職員同士での対話に可能性を見出そうとする誠実さとエネルギーをもった職員が不可欠となります。地域ケアプラザでの職務を一定年数経験している職員を有し、この優れた仕組みを引き継いでいるのであれば私たちにとって大きな財産と考えます。

## ○業務実績

### ・障がい福祉サービス事業所

「共働舎」（定員 60 名）（平成 2 年 7 月～設置運営）  
「はたらき本舗」（定員 20 名）（平成 6 年 4 月～設置運営）  
「ファール ニエンテ」（定員 40 名）（平成 26 年 11 月～設置運営）  
「フラワーアーク」（定員 38 名）（令和 4 年 4 月～設置運営）  
「きくみみ」相談事業（平成 27 年 4 月～設置運営）

### ・障がい者グループホーム

「ウィズ」（11 軒 66 名）（平成 4 年 7 月～設置運営）

### ・指定管理者として下記施設を運営

横浜市上倉田地域ケアプラザ（平成 8 年 12 月～ ）  
横浜市下倉田地域ケアプラザ（平成 15 年 12 月～ ）  
横浜市新橋地域ケアプラザ（平成 21 年 12 月～ ）  
横浜市倉田コミュニティハウス（平成 18 年 10 月～ ）

## （2）財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

## 地域ニーズをとらえた複数分野にわたる福祉事業から安定経営をすすめています

### ○予算の執行状況

- ・法人本部管理部門は経理規程に基づき毎月の月次試算表を作成し年度予算・月別予算との実績差異から執行状況を見て、分析評価レポートを事業所に提出していきます。
- ・事業所では年度予算を基にして月別予算と法人本部管理部門からの月次試算表を比較し、現場での予算執行状況が計画どおり執行されているかを検証し担当役員へ報告を行います。
- ・理事長・担当理事・事務局長が参加する執行役員会にて毎月予算・実績分析と次月以降の対策について検討をします。
- ・介護保険事業部分については外部コンサルタントの導入等から具体的な対策を毎月検討していきます。
- ・法人全体での支出の共通化や法人全体でのスケールメリットを活かしての契約などを進めています。

### ○法人税等の滞納の有無

- ・法人税等については税理士事務所に依頼し適正に納付しています。法人税等の滞納はありません。

### ○安定した経営ができる基盤等

- ・創業以来約35年に渡り、障がい福祉サービス事業・障がい者グループホームの運営、地域支援として地域ケアプラザやコミュニティハウスの運営等多岐にわたった福祉事業を展開しています。
- ・小麦の生産からパン作り、畑の野菜を使用したカフェレストランの経営など多様な福祉就労の機会を提供する多機能型事業所を泉区内に開設し、障がい者の自立支援に貢献しています。
- ・障がい者グループホームは泉区栄区に11か所の設置、障がい者計画相談事業所も外部からの相談を積極的にうけ、法人内だけでなく、他の専門機関との連携により事業を実施しています。
- ・事業所による分析及び執行役員会での経営状況の分析は、法人全体で目標を共有し、現場と経営を繋ぎ、一層の財務の健全化安定化に役立っています。
- ・社会福祉法人として公益に資するためには「事業の継続性」が不可欠と考え、不測の事態に備えるための人件費積立金や修繕積立金、新規事業準備のための積立金、新規事業のための積立金も可能な年度については計上しています。
- ・前述のとおり、障がい者支援の事業、高齢者のためのデイサービス等の介護保険事業、地域ケアプラザやコミュニティハウスといった地域支援を実施する指定管理事業などの多様な事業形態を持つこと。またグループホームといった生活を支援する直接支援の事業から相談支援の事業までの様々な事業種別を持つことで、多様なニーズにこたえていくとともにリスクを分散することで安定した経営の基盤を作ってきました。
- ・今後、福祉や地域のニーズや社会変化等に応じ現在実施している事業についても形態や事業内容の変更等を検討し、また泉区、戸塚区等にある農地や農業の継続にも福祉施設として寄与できるような事業なども検討しながら、安定した継続的な経営ができることを目指します。

### 3 職員配置及び育成

#### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

#### 地域福祉に資する人材確保・配置を行います

##### ○所長職の確保

- ・地域包括ケアシステムの推進のために各職種が連携して業務にあたることが求められていますがその要となるのが所長職です。地域との関係・職員間のチーム連携・指定管理業務遂行のための区行政との連携等様々な事柄を絡み合わせ同時進行で進めていく進行管理役となります。昨今の福祉業界の人材難では管理職・監督職候補の人材確保が厳しい状況ですが、法人全体で人事に取り組み継続的な運営につなげていきます。
- ・法人内で所長職を取りまとめる統括を置く等管理職同士の連携力を高め、トータルで経営管理する力を高めます。
- ・所長職は地域ケアプラザの顔として地域の関係団体から信頼を得られるようにします。
- ・現場職員が各役割を発揮できるために事業推進の助言や連休の確保といった働きやすい環境整備を行います。
- ・法人の人事制度にて係長職や主任職を配置し運営のOJTを進める等、次代の所長職確保については法人全体で取り組んでいきます。

##### ○職員の確保

- ・職員採用には法人全体で取り組み有効な求人媒体や適材適所の配置をしていきます。
- ・新人常勤職員には定期的な事業所長や法人担当者と面接を実施し、定着していくよう支援を行っていきます。
- ・常勤職員を募集する際には非常勤職員にも情報提供し、可能性が在る者には非常勤職から常勤職となるための後押しをします。
- ・専門職については意欲ある職員について費用一部補助、研修による業務調整等資格取得支援を行い法人内での育成を実施します。
- ・常勤職員とは毎年1回～2回の定期面接を行ない、業務の到達度合いや今後の目標等共有評価し、就労継続の意向が高まるよう配慮していきます。また昨今複合的な、困難な相談事例も多いことからチーム内で相談内容のフィードバックやカウンセリング等職員が孤立しない仕組み作りを行います。
- ・法人内異動のほか職員募集には有料媒体、法人ホームページ、在勤スタッフからの紹介も利用し法人の事業・求人を事業所内に周知し職員確保のチャンスを広げます。
- ・常勤職員については公募と内部登用により採用し、非常勤職員についてはなるべく地域の人材を採用するべく、広報誌や掲示板・新聞広告折込も交え募集します。
- ・SNSの環境を見直し、スマートフォンでの閲覧や応募に対応できるようにしています。  
また求職者向けのパンフレットから当法人就職後の働き方の道筋を見える化しています。
- ・福祉系の大学との連携強化を図り、実習の受け入れ態勢を整えて人材確保の流れをつくることへ

の取り組みを法人全体で行なっていきます。

- ・必要に応じて人材紹介会社等の利用も行い欠員がでないよう努めています。

#### ○適切な配置

- ・子育てや介護など職員個別の状況に配慮し継続して働く環境を整備します。
- ・所長は常勤職員とは年2回、非常勤職員とは年1回の面接を実施し、職員のモチベーションの確認や異動希望等を聞きます。
- ・職場の活性化を図ることと、法人内の人材育成のために異動も行います。
- ・定期的に執行役員会に組織図を提出し、人材不足業務過多等についてチェックを行い適切な人員配置を検討していきます。
- ・残業時間数が多い場合には法人管理労務担当より現状報告のヒアリングをする、有給休暇取得が少ない職員への声掛けを行う等個々のスタッフが自身の業務状況を意識でき、また法人が業務把握できるような環境整備を行います。

### (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

#### 知るだけでなく「考える」人材育成を

#### ○人材育成について

- ・人材育成は現場の業務をしながらその力量を高めていく「OJT」と外部・内部の「研修」に参加することを大きな柱として実施します。特に重要視しているのは現場での「OJT」で、毎日の実践の中から学びと力を職員間のチームで取り組みたいと考えています。そのために毎日のミーティング、担当者が集まる会議は重要な振り返りの場で「OJT」として積極的に活用していきます。
- ・人材育成の基本は現場での実践の積み重ねとその検証にあります。
- ・チームで実践の振り返り、検証が可能になることを重要視しています。
- ・会議やミーティングは人材育成・チーム力アップの重要な場であると考え、内容や目的について所長は報告を受けます。また必要に応じ所長も参加しケアプラザの目的遂行に必要なコミットを行い現場スタッフが「考える機会」を創出していきます。
- ・うまくいかなかったこと、クレームは学びと成長のチャンスと捉えます。
- ・自分の所属する事業部門の理解とともに他部門・他機関とも連携の機会を持つことで地域ケアプラザの機能を活かすことができる職員の育成を目標とします。
- ・資格取得に前向きに取り組めるように業務での研修参加等配慮を行います。

#### ○複数館運営による効果創出

- ・当法人が運営している3館のケアプラザで情報共有を行うことでより良い運営を目指します。
- ・次期所長職候補の育成や監督職の育成も兼ねた3館合同の所長会のほか、適宜同事業部門・同職種での会議を実施し組織知を深めていきます。
- ・会議を通じて法人内のケアプラザの状況理解や、地域特性の理解、ケアプラザのあり方の共有にもつなげ、どの事業所でも勤務できる人材を育成します。

#### ○個別の研修プラン

- ・常勤職員は、所長との面接を経て毎年事業実施のために必要な個別の研修計画を立案していきます。また研修の進み具合等は所長面接で評価します。
- ・個別の研修計画とともに毎年事業部門ごとに必要な知識・スキル・態度を身に付けるための研修を、外部研修やOJTを活用し1年かけ実行します。
- ・個別・事業部門の両面から研修計画を策定することで、個人で取り組みたい課題、チームとして身に着けてほしい力量、どちらにも対応でき研修計画が個人の選り好みにならないようにしていきます。
- ・研修報告は必ず提出し、事業部門内や事業所全体で回覧し必要に応じて研修参加者が講師となり、事業所内研修会を実施することで知見をチーム内で広めます。

## **4 施設の管理運営**

### **(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について**

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

#### **定期的な点検の実施と修繕による施設管理**

##### **○適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画**

ボイラー・貯湯槽・冷温水発生機・冷却塔、風呂リフトといった大きな設備が配置されています。また水道等は床下ピットに配管がされています。大きな設備については、メーカーに直接点検等を依頼することで速やかな修繕や対応ができるようにし設備そのものの維持に努めています。また、床下ピットについては定期的な点検を実施し溜水の水量がある場合は排水し配管への影響を防いでいます。

##### **○積極的な修繕計画**

URとの合築のため、修繕については区・横浜市・UR等との調整が発生することもあります。調整に時間を要したり、場所によってはケアプラザ判断では修繕できない場所もあります。早めに発見し、相談をしていきます。また、壁や床など急を要さない修繕については、年間の修繕費を見ながら快適に利用していただけるよう計画的に修繕を実施していきます。

### **(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について**

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

#### **地域に貢献するために取り組むリスクマネジメント**

- ・当法人では地域に貢献する社会福祉法人として、リスクマネジメントにどう取り組むかを提示する「事故対応及び予防に関する規程」「個人情報保護規程」「防災規程」「防犯規程」「苦情解決に関する規程」「ハラスメント防止に関する規程」等を定め、それに基づきマニュアル類を作成し、全職員で研修を実施しています。

- ・職員から、所長へ、各機関へと報告連絡が取れるよう、署内に体制のフローチャートを掲示し誰でも対応できるような体制を整備していきます
- ・事件事故発生時にはサービスに係る法令遵守を基底に置き対応します。また行政担当部署への報告も適時に行います。
- ・日頃からの「ひやり・はっと」事例を蓄積し、会議やミーティングで共有することから事件事故を未然に防ぐように取り組みます。
- ・防犯については生命の安全を第一に考え迅速・誠実に取り組みます。
- ・館内のパソコンは鍵のかかる棚に保管するかセキュリティワイヤーを設置します。また個人情報が含まれるファイル類については鍵のかかる書庫に保管します。スタッフのいない夜間・休日には機械警備を外部委託します。
- ・防犯防災のエリアメールに登録し、防犯に関する情報の収集をします。
- ・急病者が館内で出た場合は出勤の医療職（地域包括支援センター保健師等や通所介護看護職）等と連携して症状把握し、必要に応じて設置のAED使用、救急対応、ご家族への連絡等適切な対応をすすめます。
- ・介護保険事業は虐待防止及び感染症防止のための委員会を設置し職員への研修等リスクマネジメントをすすめます。
- ・来館者からの声やドッキリしたことを職員が記録し、事件・事故になる前の事例が日々共有できるような体制づくりを行っていきます。
- ・職員には、個人の失敗としてではなく、他の職員の失敗を防ぐこと、事業所全体のリスク管理につながることを伝えていくことで、対応力と意識の高さにつなげていきます。
- ・月1回、各事業部門の常勤が参加するミーティングを実施し、所内の事件事故事例の共有と解決方法等の話し合いを実施します。また区や市の他のケアプラザの事件事故事例についても共有し各事業部門で同じような事例の防止につなげていきます。

### (3) 災害等に対する取組について

#### ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

#### 住民と平常時から連携あっての福祉避難所として

- ・福祉避難所の運営について、行政はもとより地域防災拠点とも平常時からの連携が必要と考えます。エリア内にある地域防災拠点を把握し連合定例会等での情報収集を行い福祉避難所について適切な情報共有を行います。
- ・またエリア内ではないですが、ケアプラザのあるコンフォール上倉田自治会や近隣の戸塚小学校の防災拠点の情報収集等も行っています。
- ・館内は日中でも直接日光が入らず暗い場所が何か所があるため、懐中電灯などの照明設備を備えていきます。

- ・区との連絡が取れるよう災害時の連絡電話を準備していきます（固定電話・携帯電話）。
- ・非常災害物資は倉庫でリスト作成して適切な管理を行い、消費期限を見越した入替を実施します。また災害時優先電話は事務所内で必要時すぐに使用できる状態にします。
- ・福祉避難所としての要綱やマニュアルはどのスタッフも手に取れるよう書棚で保管し、会議や研修で参集含めマニュアルの共有・シミュレーション等訓練を実施していきます。
- ・介護保険事業では業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられました。災害時には複合的な対応が求められる中、単に縦割りにするのではなく行政からの要請と被災者住民のニーズに柔軟に対応できるよう各事業スタッフには福祉避難所及びBCPについての知識共有・シミュレーション等を実施していきます。
- ・開設時は、スタッフやその家族も被災している事が予想されます。必要な人材については法人スタッフの他、行政や災害ボランティアセンターへの依頼など運営継続していくよう努めます。

#### イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

##### 水害対策も含めた取り組みを行います

- ・当法人防災規程により、各事業所で 1) 消防計画 2) 災害時フローチャート 3) 自主検査表（日常・定期） 4) 消防設備点検表等を定めることとしています。事業所長を防災管理者として日頃からスタッフへの防災意識高揚を図ります。
- ・スタッフに対しては利用者を含めての避難訓練を定期的に行い災害時対応力を向上していきます。また緊急連絡先の把握により災害時連絡体制のルール作りを行います。
- ・施設内は防災設備点検や巡回点検、建築点検での危険個所把握を行うことで災害時の物理的な損傷を最小限にできるよう、計画的な修繕等を実施します。また災害を受けた建物により住民が被害を受けないよう破損部分の応急処置方法を確認する等リスクマネジメントをしていきます。
- ・貸館での利用者には、定期的に利用時に避難経路、消火器の設置場所等のアナウンスを行ったり館内掲示や利用確認書への災害時の対応の添付を行います。また新たに登録されるボランティアや団体については規約に災害時対応方法の記載を行い、必ず確認いただいたうえで登録をいただきます。

##### ○震災時の対応

- ・震災時には、建物の損傷と津波等の遡上による水害の危険がないかを確認していきます。
- ・川と線路に挟まれた場所に位置しているため、屋外の避難が可能かどうかの確認をしていきます。
- ・館内すべての設備が電気・ガスを使って動いているためライフラインの遮断時には対応が難しい部分もありますが、発電設備の稼働を定期的に確認し災害時に作動できるよう備えます。
- ・ディ車両等車両のガソリンについては、できるだけ満タンとし非常時の移動に備えるとともに

車内でのラジオでの情報収集や携帯等の充電等に備えます。

#### ○水害対策について

上倉田地域ケアプラザの位置する場所は、洪水浸水想定地域・内水浸水想定地域になっており柏尾川の増水による浸水とともに内水氾濫の危険も有する地域となっています。ケアプラザ内と上階の住宅がつながっていないため室内を使って上階に避難できない状況となっていることから、早めの対策と判断が必要と考えます。

- ・事前に予報等で大雨などの危険がある場合には、デイサービス事業の休業や貸館などについては利用の休止について検討していきます。
- ・営業中に水害の危険がある場合には、早めにUR9号棟4階以上の通路に避難を実施します。
- ・事前に消防署に適切な避難場所や避難時の連絡体制についてご相談しておきます。
- ・車両等は、戸塚区内の法人内の施設や民間有料駐車場に移動しておきます。
- ・近隣に中外製薬とは、急な災害時の車両や人の避難について連携させていただけることがあるかご相談していきます。

#### ○感染症の発生・まん延に備えるための取組

- ・感染症発生時には速やかに区の福祉保健センターに連絡し支持を仰ぎます。
- ・感染が蔓延しないよう、消毒、感染対策キットを整備してきます。
- ・感染予防対策については、定期的に研修や訓練を行い対応できるよう備えます。

### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

#### 市町村の福祉を担う公的機関であることを認識した事業運営を行います

- ・貸館利用者等のケアプラザの施設を利用する方々に、公の施設として公正・中立な対応を図れるよう手順等を標準化していくとともに、利用方法等についても掲示等行い周知していきます。
- ・ケアプラザの情報発信や、各種広報物・ご案内等の配架については、偏りのない取り扱いをすることで、公正・中立な対応を図ります。
- ・介護保険や他の在宅サービスに関する相談対応の際には、市から配布されている介護サービス事業者ガイドブック「ハートページ」や複数の介護事業者等のチラシやパンフレットを用いて、選べることを伝えながら、相談に応じます。
- ・居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所などの相談に関して、必要に応じご利用者の要望やニーズに合った複数の事業所を提示し、主体的な選択を促し、公正中立な対応を行います。
- ・ケアプラザ相談者への定期的な公正中立アンケートを実施し、結果を相談支援のスキルアップに反映させます。

### (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

## ご意見を受け止め業務の改善につなげる体制を作ります

- ・当法人の「苦情解決に関する規程」に則り、苦情があった場合は謙虚に受け止めます。また苦情解決責任者を事業所長として受付・対応手順を定め迅速に解決に努めるとともに記録を整備して説明性を高めます。法人内には苦情解決第三者委員を設置しています。
- ・介護保険サービス利用者に対しては契約時に相談窓口や苦情受付・対応等について説明し同意を得ます。施設内にも苦情受付窓口・苦情解決責任者・ご意見ダイヤルの掲示をして苦情や要望の受付体制を周知していきます。
- ・ご意見箱の設置、貸館受付表へのご意見ご要望記載欄を付けるなど、ご意見ご要望をお受けする体制を整備していきます。
- ・定期的に利用者アンケートを実施し、ご意見ご要望をお受けします。いただいたご意見等は、館内に掲示や運営協議会等でご報告をしていきます。
- ・ご意見、ご要望を受けた各事業部門、あるいはケアプラザ全体で検討を行い、必要に応じ関係職員で会議を行い、事案の共有、具体的な改善策の検討を図ります。
- ・月1回全部門の常勤職員が集まるミーティングを行い、改善策を検討・共有、実施していきます。
- ・住民の話を受け止めるにあたり、状況によってはカスタマーハラスメントのような場面も出でてきます。カスハラやその対応研修、スタッフへのケアについても法人として取り組んでいきます。

## (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

### 全て「人」を中心に据えた事業であることを念頭に置いて取り組みます

#### ○個人情報保護

- ・令和4年5月に制定された国の個人情報保護法に基づき個人情報を取り扱っていきます。横浜市には安全管理措置報告書を提出し、指定管理者として個人情報取扱特記事項を横浜市に提出します
- ・職員全員に年1回個人情報の取り扱いについての研修を実施します。  
新しく採用する職員については、雇用契約時に研修を行います。
- ・法人として雇用期間中に得た個人情報については雇用期間中及び退職後も第三者に漏洩、無断使用することをしない旨の個人情報保護に関する誓約書を職員とかわします。
- ・館内に個人情報保護方針についての掲示を行い、利用者及びその家族の情報保護に努めています。
- ・事業所内、法人内および市内公共事業所で発生した個人情報漏洩事故の情報についてはスタッフ間で共有し、再発防止策等検討して業務改善を図ります。

#### ○情報公開への取り組み

- ・「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」を作成し、情報開示の申し出があった場合には規程に基づき適切に対応をしていきます。また情報開示の申し出に対応できるよう、保管期限内は適切に保管します。

- ・法人の運営状況が分かるようにホームページ掲載していきます。また収支報告書・決算書をはじめとした理事会資料は直近1年分を情報ラウンジに配架し誰でも閲覧できるようにします。
- ・通所介護事業、居宅介護支援事業については、介護サービス情報公表制度の計画に沿ってかながわ福祉サービス振興会のホームページに運営情報を掲載していきます。

#### ○人権尊重等への取り組み

- ・横浜市では「横浜市人権施策基本指針」のもと「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重したい、ともに生きる社会」の実現を目指しています。勤務する職員についてもこれを意識して業務に当たるとともに、地域にもこうした考え方が定着浸透していくよう取り組んでいきます。
- ・地域の福祉保健の拠点としての地域ケアプラザには、さまざまな方の来館や、相談があります。全ての人が人権を尊重され、安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、人権を侵害されている人への支援も必要と考えます。そうした相談があった場合に、的確な支援ができるよう職員の資質の向上 区役所等の相談機関等と連絡連携をはかっていきます。また人権を擁護する上で重要なプライバシー保護については、必要かつ十分な配慮が図られるようにしていきます。
- ・上倉田地域ケアプラザに勤務する職員自身が人権について意識していくために定期的な研修を横浜市市民局人権課等の人権啓発研修用のDVD・図書の貸出しなどを利用しながら実施していきます。

#### (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

#### 持続可能な環境・社会を実現できるようアクションを行います

#### ○横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画の推進

- ・ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画では、プラスチックごみの削減により地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>の排出削減に取り組むことが書かれています。ハンドソープ、文房具等詰め替えできるものについては詰め替え等を実施するなどケアプラザで出るプラゴミ等の削減に取り組みます。
- ・照明のLED化や電力管理の見える化のシステムを取り入れ省エネの促進を行い脱炭素ライフの推進に取り組みます
- ・施設管理としては、省エネルギーにつながるよう節電等を目指していきます。
- ・送迎車両、地域訪問車両のエコドライブを実施します。
- ・町内会、自治会の環境委員や消費生活推進員の活動の紹介や活動場所の提供、小中学校での環境学習のポスター展示などにより普及啓発や住民活動の支援を行います。
- ・高齢者や外国人の方のごみだしについてのご相談等については、地域の方やご本人からケアプラザに入ってくるご相談でもあるため、環境事業局等と連携し推進をしていきます。

#### ○男女共同参画の取組

- ・当法人の従業員約250名のところ、運営経営のリーダーである管理監督職の昇進機会は差別がなく、令和7年2月現在で6割以上が女性となっています。また毎年産前産後休業・育児休業

を取得するスタッフがおり、男性も育児休業や介護休暇を取得できる体制を作っています。

- ・スタッフの処遇のみならず、男女を問わずその人の置かれた状況や役割の中で持っている力を発揮し、同じ業務であれば同じだけの責任感ややりがいを持って取り組む素地を法人で創っていきます。

#### ○市内中小企業振興への取り組み

- ・小破修繕など事業所規模で発注できるものについては、所在事業周辺区での発注を行っていきます。
- ・法人での入札業者等の選定の際には、市内中小企業を意識して選定を行っていきます。

## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

#### 活動内容・人数・お部屋等のご提案で利用の促進を

貸館利用者と職員の顔の見える関係作りを大切にしていきます。貸館利用前後の挨拶やコミュニケーションを通じ、ご相談・ご要望を気軽にお話できる環境を整えます。

“またこのケアプラザを利用したい” “このケアプラザを活動拠点にしたい” と思っていただけるよう、環境整備・美化にも努め、清潔で明るいケアプラザを目指しています。

また貸館ルールをケアプラザ事業部門の職員全員でしっかりと把握し、どの職員でも説明・貸出対応が出来るよう、定期的なミーティングや研修でスキルアップを図ります。

#### ○施設の稼働率向上のための対策

上倉田地域ケアプラザでは、すでに登録団体が 140 近くあり、シニア世代や子育て中の方たちが構成員である団体も多いため、どの時間帯も稼働率が高い状況がありますが、地域ケアルームの稼働率は他のお部屋に比べて低くなっています。

#### 《今後の稼働率の向上に向けての対策》

- ・時間帯やお部屋の利用状況にあわせた対策をしていきます。
- ・活動内容人数に合わせたお部屋のコーディネートをしていきます。
- ・“自由予約の仕方” をわかりやすくし、活動が活発な団体の方には、追加のご予約をいただき、活動の活性化と稼働率向上につなげます。

#### ○効率的な施設貸出しの方法

- ・予約状況（空き状況）については、当月分から 3か月先の情報を館内に掲示をしていきます。予約時の手続きをスムーズにし、空いている部屋や曜日、時間帯の可視化によりこれから新規登録や活動を始める方へも活用していただけだと考えます。
- ・新規でケアプラザを利用する方々が、既存団体の活動とうまく折り合いをつけ、調和しながら活動していくよう、新規登録時には活動内容などを丁寧にお伺いし、予約を取りやすい日時や活動に適したお部屋をご提案します。

- ・施設の利用ルールや貸館予約状況などを、ホームページやSNSでも発信できるよう検討します。
- ・現在、横浜市が取り組んでいる電子予約システムが導入されるタイミングで、地域の皆様向け説明会を実施して、インターネットでのご予約が、効率的にスムーズに行えるように支援していきます。

#### ○利用者のために有益な情報提供を行う方法

- ・施設を利用される方が、分かりやすく、気持ちよく貸し出し手続きができるよう、貸館関係の掲示物は、「明るく・大きく・分かりやすく」を意識していきます。
- ・全ての登録団体に利用日1カ月前からの追加予約が出来るという情報を提供していきます。
- ・年末年始や天候不良等に伴う臨時休館時には、どの貸館利用者の方にも分かりやすいよう、早めの情報提供・掲示をします。また、臨時のお休みについてはホームページやインスタグラムなども活用して発信していきます。

#### イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

#### 様々な相談を受け止め適切につなぐ

#### ○高齢者総合相談

- ・地域に住む高齢者やその家族介護者等に関する様々な生活・介護相談に対応し、適切な機関・制度につなぐとともに、必要に応じ継続的に支援していきます。
- ・相談の概要については、日々指定管理部門の職員が共有、包括的に支援を検討するとともに、具体的な支援方法については、地域包括支援センター職員で検討をし、他機関との連携も含め包括的な支援を展開します。
- ・戸塚駅や柏尾川の遊歩道からも近いためか、散歩途中などで立ち寄られることもあります。担当エリア外の方の相談を受ける場合もありますが、まず丁寧に相談を受け止め、必要なら助言もしくは対象エリアの地域包括支援センターにつなぎ、その後の支援につながるようにしていきます。

#### ○こども・障がい者等の分野について

- ・地域に住むこども・障がい者等に関する様々なご相談については、受け止め適切な機関・制度・サービス等につないでいきます。
- ・具体的なサービスにはつながらない、話を聞いて欲しいだけといったご相談については傾聴とともに、主たる相談機関へつながっていけるよう連携しながら支援していきます。
- ・上倉田地域ケアプラザで毎月開催しているフードパントリーには、ひとり親世帯や生活困窮世帯の方が毎回50世帯ほどご来館されます。経済的なご相談だけでなく、お子さんの障がいや就労、体調面のお悩みなど、複合的で多岐にわたっています。

その悩みや課題についてのご相談があった際には、ヒアリングをし、適切な機関・制度・サービスにつなげていきます。

- ・令和5年度より、地域の子どもたちの学習支援・居場所づくり事業として「上倉田学習ルーム」という事業を地域の有志の方々と地域施設、エリア内小中学校との連携しながら取り組んでいます。そこで受け止めたご相談、課題、相談は今後も子ども家庭支援センター等適切な相談先につなげていきます。

#### ○ICT等の活用

- ・遠方のご家族からのご相談などについては、ご希望があればZoom等を活用したオンライン相談等が受けられるよう整備していきます。

### ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

#### 地域の強み・課題・実現したい地域像をケアプラザの各事業間 関連施設で共有し取り組んでいきます

- ・「地域の誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現」のために、上倉田地域ケアプラザの担当エリアの地域の強み・課題・実現したい地域像をケアプラザの各事業間、関連施設で共有し取り組んでいくことが大切だと考えます。

#### ○各事業間の情報共有

- ・各事業間、常勤から非常勤へと方針がつながっていく仕組みづくりをおこないます。  
上倉田地域ケアプラザには、5つの事業部門があります。  
月に1度、各事業の常勤職員が集まりそれぞれの事業部門の動きを知るとともに、地域の情報の共有や個別支援から見える地域特性や課題を共有していきます。
- ・地域包括支援センター、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの全5職種での地域支援ミーティングを月に1回開催し、地域訪問計画や訪問後の報告、各事業の予定・進捗・報告、地域ケア会議の企画、チームオレンジの計画など、情報の共有、連携の在り方等話し合っていきます。
- ・地域で生活する人に向ける視点と、地域全体を把握する視点とを合わせて、地域の強みや課題の抽出に努め、地域ケア会議などを通して、地域の活性化に取り組みます。
- ・各事業部門のミーティングについては、常勤ミーティング後に実施し、常勤ミーティングで出た内容が非常勤の職員まで伝わっていく仕組みにしていきます。

#### ○円滑かつ効率的な管理運営

- ・誰もが安心して暮らせる地域、各地域の目指すべき将来像の実現に向けては、今支援が必要な方への個別支援とその方が暮らす地域が豊かであるための地域支援の両方が必要と考えています。ケアプラザ内で普段個別支援を中心に行っている事業部門と地域支援を行っている部門が、ともにケアプラザ全体の役割や目的を理解してそれぞれの業務に当たることができるようになります。
- ・地域の人が安全、安心に、かついきいきと暮らせるよう、日々、個別支援と地域支援が連携して地域課題に対し取り組めるよう毎朝、個別ケースや必要な情報を地域包括支援センター、地

域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの全5職種で情報の共有をしていきます。

#### ○関連施設との連携

- ・上倉田地域ケアプラザは、男女共同参画センター横浜フォーラム、倉田コミュニティハウス、戸塚スポーツセンター、戸塚区地域子育て支援拠点とつの芽サテライト、こども家庭支援センター等の関連施設が近隣にあります。これらの関係機関とともに地区連合定例会への参加、子育て連絡会、上倉田学習ルーム、上倉田キャンドルナイト等の活動を通じ、地域状況の共有を一緒にはかっていきます。また、広報誌の配布依頼や講座等の共同開催、共通研修への参加等を通じ日頃から顔の見える関係づくりを行っていきます。

### エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

#### 支援が必要になった方のための、地域づくりのための、ネットワークの構築

- ・地区連合会、民生委員、保健活動推進員、地区社協などの地域の関係団体、医療機関・介護保険サービス事業所・職能団体・関係組織、小学校、子育て支援拠点などの関係団体や機関と連携し、ネットワークの構築・強化を目指していきます。
  - ・支援が必要になった地域住民のために、ネットワークで構築された関係者が協働で支援チームとして機能することにより、より良い支援につながるような体制つくりを行います。
- またこうしたネットワークを活かし「地域の誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現」の推進を支援していきます。

#### ○地区民生委員児童委員協議会との連携

- ・上倉田地区、吉田矢部地区の民生委員児童委員協議会の定例会には毎回参加し、顔の見える関係作り、情報の共有を行うとともに個別・地域課題の共有、安全・安心のための情報提供等も行っています。
- ・民生委員とは緊密に連携し、支援が必要な高齢者について情報の共有、必要に応じ同行訪問等を行い、情報を共有するとともに相談のしやすい関係作りとともに、地域住民のより良い支援の実践に努めます

#### ○子育て支援ネットワーク

- ・上倉田地区・吉田矢部地区の子育て支援者や関係機関をメンバーに迎え、「子育て連絡会」を通じてネットワークの構築を進めます。
- 戸塚区役所、戸塚区子育て支援拠点、戸塚区社会福祉協議会、主任児童委員、子育て支援者、戸塚スポーツセンター、母子支援施設、NPO法人こまちプラス、エリア内の保育園など、様々な地域の子育て支援者を連絡会の構成メンバーとし、連絡会、子育て支援事業の実施などを行っています。
- ・戸塚区や子育て支援拠点とともに事務局として動くことで、子育て支援者相互の活動の報告、地域の子育て情報の共有、それぞれの施設の見学会、グループワークなどを通した地域の子育

て支援同士の顔の見える関係作り、連携強化を目指していきます。

### ○地域の小中高等学校、専門学校、大学との連携

- ・福祉教育としてのデイサービスでの交流受け入れをします。
- ・小学校へのペットボトルキヤップの寄贈、ケアプラザ事業のお知らせの配布（学習支援事業や障がい児者理解の研修会など）を通して、情報共有・関係づくりをしていきます。
- ・上倉田学習ルームの開催や、子育て支援に必要な研修会の開催を通して、地域の小中学校との連携・情報交換を行います。
- ・令和6年度から、戸塚高校定時制との連携を行っています。「地域探究」の授業を通して、高校生が地域とつながり、地域の中で力を発揮する事、学生たち一人一人が経験を積みあげる場を提供することを目的としています。これまでの信頼関係やノウハウを絶やすことなく、今後も継続したかかわりを継続し、地域の高校生の地域連携の場を作っていきます。
- ・戸塚区内にある、横浜保育福祉専門学校の学生の受け入れをしています。  
食支援活動（フードパントリー）と、子育て支援講座、上倉田学習ルームで保育士の勉強をする学生を受け入れ、ボランティア活動の場を提供しています。未来を担う学生の支援も地域ケアプラザとして継続して行ってまいります。
- ・上倉田地区のハートプランの取り組みの「上倉田キャンドルナイト」にて明治学院大学と連携し、学生の受け入れをしています。今後も連携を絶やすことなく継続してまいります。学生が地域とつながる場として、地域住民と協働する場として、ケアプラザが大学と地域活動の橋渡しを行っていきます。

### ○地域の関連団体への活動場所の提供、定例会の参加

- ・地区社会福祉協議会、地区連合会、保健活動推進員、消費生活推進員などの地域団体とは、ケアプラザ内のお部屋貸しや広報のお手伝いをする等の中で活動の支援、関係づくりをしていきます。また各団体の定例会や開催の講座等の協力や参加を通じ関係づくりを行うとともに情報等の共有、連携を行っていきます。

### ○障がい児者支援ネットワーク

- ・戸塚区内の障害児者支援グループの連絡会（ポンテ）に定期的に参加し、それぞれの活動の情報共有、ケアプラザ事業のお知らせや自立支援協議会への橋渡しをしながら、障がい児者支援の地域ネットワークを構築していきます。

### ○医療機関・介護保険サービス事業所・職能団体・関係組織等とのネットワーク

- ・居宅介護支援事業者連絡会、地域ケア会議等の場を使い、地域情報やその特性についての共有や各機関の機能の相互理解を促進に努め、より確かな連携ができるよう働きかけを行います。
- ・地域密着型のサービス機関や施設で行われる運営推進会議に参加し、地域情報や課題の共有、連携しての地域への働きかけを行います。

## オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

## 個別支援も地域支援とともに

- ・上倉田地域ケアプラザの担当エリアは戸塚駅周辺の地域を含むため、新築マンションや分譲住宅、UR団地などに転居されてくる人が多くしばらく人口増加が続きます。
- 横浜市の中期計画に子育てしたいまちがあげられており、戸塚区も実現に向けて施策を推進していますが、ケアプラザ事業でも子育ての支援の事業やパパを対象とした事業を実施し背策の実現につなげていきたいと考えています。
- ・精神障がいの方たちの集いの場の実施や見守り事業の協力事業者との関係づくり、障がいのある方たち余暇支援や会議等活動の場へは貸館事業を通じ活動の支援、自主事業の実施等で高齢者や障がい者の暮らしへの支援をしていきます。
- ・担当エリアの特徴をとらえ歯や口腔ケアの啓発を意識して行い地区の健康づくりの場や機会を広げていきます。
- ・ 地域支援チームの皆さんと定期的な会議を持つことで、一緒に地域状況を共有し支援の方針や役割をきめ地域に出向きます。地区連合の定例会、地区懇談会、とつかハートプランの策定・推進の会議への参加などを一緒におこないます。
- ・個別支援については、区の担当部署や関係機関との連携をとりながら支援をしていきます。

## 力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

### ケアプラザ全体で各地区ごとに必要な推進を地域とともに

#### ○区地域福祉保健計画の区全体計画について

- ・現在の戸塚区地域福祉保健計画について、定期的に現在の実行状況を区内11ケアプラザでまとめ、また住民により近い拠点から区への情報提供を行い、次期計画作りに区や区社会福祉協議会等と連携して参画していきます。
- ・地域支援チームとともに、連合主催の会議、地域懇談会、地域行事等に地域ケアプラザ所長、地域交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、包括支援センター職員などが参加し地域状況や課題を把握し、住民、事業者、行政等と協働して区地域福祉保健計画を推進していきます。

#### ○とつかハートプラン地区別計画の策定・推進について

- ・とつかハートプランの地区別計画の策定・推進については、各地区がそれぞれにその課題の把握や推進の取り組みを計画していきますが、策定・推進のための会議や手法について、地域連携チームとして地域の推進委員とともに考え、必要な後方支援を行っていきます。
- 上倉田地域ケアプラザは、2地区の地区別計画を策定と推進のための支援を行いますが、それぞれの地域性や進捗状況が違っています。各地区それぞれの特色を活かす形で推進委員会や地域ニーズを収集できるように、地域連携チームのメンバー・推進委員会のメンバー共に取り組

んでいきます。

- ・地域の方々が定めた目標に沿って、ケアプラザのポジションからも「地域つくり」の力になれるように、地域連携チームのメンバーと密な連携を取りながら、期待される役割を果たしていきます。
- ・認知症理解など担当エリアの福祉保健の土壤づくりに区社協、関係機関、住民団体、事業者などと連携しながらケアプラザ全体で取り組んでいけたらと考えています。

## (2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

### ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

#### 誰もが地域で安心して生活し続けるためにつながる　つなげる

##### ○高齢者支援

- ・高齢者の支援については、主に地域包括支援センター、生活支援体制整備事業が高齢者の課題にあわせた取り組みをしていきます。ケアプラザ事業としては、ケアプラザの周知や元気な高齢者の方々の活動が活発化し、フレイル予防になるような取り組みをしていきます。
- ・活動を探している高齢者のご相談に応じケアプラザ内の貸館団体の活動をつないだり、参加者を募集している活動団体についてチラシの配架や掲示をしていきます。
- ・地域の高齢者が、興味・関心度の高い内容での自主事業を企画し、元気なうちからケアプラザに来ていただくことで、身近に感じていただき困ったときに気軽に相談にいけるような取り組みを行います。（例：シニア向けスマホ講座・歌広場講座・上倉田シネマ館など）
- ・元気な高齢者が地域でボランティア活動をおこなうことのできる仕組みづくり（よこはまシニアボランティアポイント登録研修会の開催、上倉田シネマ館など）を行います。
- ・地域や家族のつながりの深まりや、多世代交流や高齢者の生活をより豊かにする取り組み（例・スマホカメラ講座、ケアプラザのインスタグラムで活躍できる仕組みづくりなど）を行います。

##### ○子ども・青少年支援

- ・上倉田地域ケアプラザの担当エリアでは、1歳児から保育園に入所しある母さんが職場復帰をする方の割合が多くなっています。特に吉田矢部地区についてはその傾向が強い状況にあります。子育て支援については、こうした状況を踏まえ、0歳児のうちからの地域での知り合いづくり、地域との関係づくりを意識した取り組みにしていきたいと考えています。

##### ・0歳児から未就学児への取り組み

地域ニーズにあった子育て支援事業を展開していきます。『子育て世代の繋がりつくり』を大切にし、地域の中で、地域のボランティアさんや地域施設と手を携えて、地域ぐるみで子育てをしていけるような自主事業、地域づくりに取り組みます。

（例：きらきら親子ひろば（毎月第1月曜）、0歳ママのおしゃべりタイム（毎月第3月曜）、ベビーマッサージ講座（毎月第4月曜）※ととの芽サテライトが休館日の月曜日に、親子の出先として開催 戸塚区内の他地域ケアプラザとの連携で父親育児支援事業 等）

- ・子育て世帯が、孤立せずに地域の輪のなかで安心して子育てが出来るような取り組みを行っていきます。共働き世代が増えてきている中で、地区社協や単位町内会の中から「みんなの食堂」「こども食堂」の取り組みの動きが出てきています。こうした取り組みの立ち上げや継続、必要な知識や情報の提供、講座の開催などの支援をしていきます。

#### ○学齢期の児童・生徒への取り組み

- ・小中学生の学習支援・居場所づくりの取り組みを推進していきます。令和5年度より始まった「上倉田学習ルーム」を通じた、長期休暇中の学習の場の提供や地域の中の居場所づくりについて継続開催していくように、後方支援していきます。  
地域の有志（ボランティア）の皆様の想いを大切にしながら、地域ぐるみで子供たちを見守り、育てる土壤づくりや地域主体の活動支援にむけて、ケアプラザとしてできる支援を行います。
- ・戸塚高校定時制との連携（共催による、地域の子供向け事業の企画・運営・成果の確認等）を継続して進めていきます。様々な事情や理由で定時制に通う高校生の地域活動の創出や教育支援を行っていきます。

#### ○障がい者等への支援

障がい者のかたたちについては、大人になるとそれぞれに合った形で地域から仕事場に出ていくことが多くなるため、地域の中にいる時間が少なくなっています。  
また一方で、お仕事にはいかず自宅の中で過ごしている方も増えてきている状況もあります。障がい者の支援については、そうしたなかなか日常的に会うことが少ない障害を持った方たちへの理解を深めていただけるような支援を実施していくとともに、障がいのある当事者の方たちへの地域での居場所の支援に取り組んでいきたいと考えます。

##### ・精神障がい者の居場所への取り組み

ケアプラザが地域の中で暮らす精神障がいの方々の出先や居場所となれるよう、寄り添い方や内容などにも配慮しながら、あたたかい居場所作りに取り組みます。参加者のニーズを大切に、必要に応じて参加者が楽しめるミニイベントやお楽しみ企画の開催も検討していきます。

##### ・地域に向けた障がい児者理解を深める取り組み

講座や障がい児者の活動紹介展、絵画展の開催など障がいをもつた方たちに対しての理解や支援についてなどが広がり深まっていくような取り組みを開催していきます。

##### ・障がい者の余暇支援活動の取り組み

日中働いている障がい者の余暇支援活動をしている団体にケアプラザの場所を貸し出しすることで、地域での障がい者の働く意欲やリフレッシュの場の提供とともに地域での居場所の提供を行っていきます。

##### ・障がい者施設等の活動の紹介

区内の障がい施設、作業所等の活動の普及啓発として、希望のある施設についての活動紹介等の機会を設け障がいのある人やその生活についての理解の促進につなげていきます。

### イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

## 場所の提供・活動の支援・情報の発信をします

- ・上倉田地域ケアプラザが活動するエリアには地域の福祉保健活動や地域の団体が様々あります。それらの活動が今後も継続、発展していくように、また転居してきた方たち等が活動につながるよう働きかけをしていきます。

### ○活動場所の提供

- ・福祉保健活動団体及び地域団体の活動がますます活性化するよう、ケアプラザのお部屋を使っていただくとともに、地域の活動場所の情報提供を継続して行っています。

### ○活動の支援

- ・福祉保健活動団体や地域団体の活動に参加させていただき活動内容や課題の状況の把握を行います。
- ・依頼があった場合には利用促進等活動が維持、発展、活性化して行くために必要に応じ、広報や人と人とをつなげる、団体と団体をつなげる、情報を提供するなどの支援やコーディネートをしていきます。
- ・広報誌やSNSを活用しながら、活動の場の提供をしていることを発信していきます。

## ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

### 地域活動へつながる 生きがいにつながる ボランティアを

担当地区のエリアには、さまざまな活動がありますが、一方でそれらの活動の担い手不足も課題になってきています。また、エリア内の高齢者施設や個別相談としてボランティアの派遣依頼の問い合わせも入ってきます。

区社協のボランティアセンターと連携し、担当の地域のニーズに対応できるようなボランティアの登録、育成コーディネートをしていきます。

### ○ボランティアの発掘・登録

- ・定期的にケアプラザの広報紙やホームページへのボランティア募集を掲載することで、新たな登録を目指します。
- ・地域での活動に興味がある方には、コーディネートし、地域活動につないでいきます。

### ○ボランティア育成

- ・ボランティア養成講座の開催

自分がやってみたいことや福祉のスキルなどが学べるなどご自身が楽しみながら学んだことがボランティアにつながるような養成講座の開催を検討していきます。また講座の中に実際に学んだことが実践できるような地域活動や福祉施設などでの実習を取り入れ具体的な活動のきっかけ作りを行います。

- ・よこはまシニアボランティアポイント登録研修会を様々な形で企画・実施していきます。

元気な高齢者が地域でボランティア活動を行うことでご本人の健康維持と介護予防、社会参加や地域貢献を通じた「生きがいづくり」を促進するとともに、地域でのつながりの深まり

- や、高齢者の生活をより豊かにすることを支援します。
- ・近隣大学へのボランティア依頼や実習受け入れを行うことで、若い世代がボランティアや地域に興味を持つことのきっかけ作りを行います。そこから新たなボランティアの登録を目指します。
- ・担当エリア等の小学校から福祉教育を兼ねたボランティアの依頼があります。ニーズに合わせて活動場所の紹介や内容についての支援を行います。

#### ○ボランティアの掘り起し・継続支援

- ・現在、団体Ⅱの貸館登録団体が 64 団体あります。団体Ⅱでご登録の団体は、年に 2 回以上のボランティア活動を行うことになっており、地域にとってもケアプラザにとっても、貴重な存在となっています。この団体の方々のボランティア活動のご相談をお受けし、コーディネートしていきます。また、団体としてのボランティア活動とともに個人でのボランティア活動につなげていけるような声掛けやきっかけ作りもしていきます。
- ・上倉田地区社協で開催している「ボランティア交流会」に、ケアプラザとして場所の提供と参加をしています。継続して参加し、地域で活躍するボランティアさんと交流・情報共有していきます。
- ・地域で活動されている中のボランティアさんの思いやニーズ・課題を聞きながら、地域課題の発掘もしていき、ケアプラザにできる支援を検討してきます。また、吉田矢部地区についても同様な活動ができるようなかわり支援を持っていきます。

### エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

#### 様々な形で情報収集・情報提供を

- ・地域における民生児童委員協議会、保健活動推進員、青少年指導員など地域の福祉保健活動団体の活動については、定期的に会議や実施されている活動などに参加することで、顔の見える関係づくりを行うとともに活動の内容や人材等の情報収集を行っていきます。併せて、ケアプラザからの情報提供も行っていきます。
- ・地区連合の定例会や上倉田地域ケアプラザ運営協議会などの場面で活動の状況等の情報収集や担い手等の情報収集ならびに情報の提供を行います。
- ・サロンや講座の情報掲載した広報誌を毎月発行し、町内会の回覧や掲示板で情報提供をします。また普段地域ケアプラザにかかるのが薄い住民にもより広く情報提供できるようホームページの掲載やエリアの医療機関、ドラッグストア、スーパー等にも配架依頼をしていきます。
- ・生活支援コーディネーターを中心に横浜市の地域活動データベース（AYAMU）を更新し、地域活動の情報をどこからでもアクセスできる仕組みを継続していきます。

### (3) 生活支援体制整備事業

#### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

##### 地域に出向き活動に参加しニーズを探る

- ・エリア内の高齢者ニーズを把握していくために、まず地域ケアプラザスタッフが地域の一員として住民に認識されるよう努めます。
- ・地域で行われているサロンや集い、体操教室、ゲートボールの会、老人会などの集まりに出向き参加させていただく中で顔の見える関係づくりを行うとともに、そこに参加する方々からの声や話から生活上のニーズを探っていきます。また自治会町内会、地区社会福祉協議会等の会議や活動場所へ訪問することから地域の特長や課題等を整理していきます。
- ・訪問や聞き取り等からエリア内での地域住民の居場所、介護予防や生きがいづくりの拠点を確認し、横浜市の地域活動データベース（AYAMU）への登録・変更等アップデートします。また活動拠点をマップ等に落とし可視化することで場所の偏りや不足サービスを把握していきます。
- ・地区概況シートやJAGES、戸塚区区民意識調査、戸塚区統計データー等の情報を使い地域の資源や特性をケアプラザエリア連合単位ごと、町別などにわけ特性を表や地図に落とすなど可視化し分析していきます。
- ・上倉田地域ケアプラザの受付前や地域イベントにてシールアンケートやヒアリング調査を実施することで、決まった活動に参加していないような方たちのニーズを把握していきます。
- ・地域で得た情報や課題を共有するために、定期的に地域包括支援センター、地域交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの5職種で会議を開催します。そこで各専門職が持つ地域・高齢者の情報交換・分析を行います。
- ・常勤ミーティングでは上記職種に加え通所介護事業・居宅介護支援事業のスタッフが持つ高齢者情報を収集し、インフォーマルサービスの必要性を探る等チームで検討していきます。
- ・総合相談・要支援認定者のニーズ分析を行ない、運営協議会、地域ケア会議等を使い地域住民とも共有していきます。個別ニーズ分析を包括が担い、そのニーズに基づいて生活支援コーディネーター中心に住民主体のプロジェクトを検討、地域交流コーディネーターと担い手や場のコーディネートを進める等各専門職が連携しながら進めます。
- ・概ね月1回区・区社会福祉協議会・他ケアプラザとの連絡会に参加し、情報共有と課題分析を行っていきます。

#### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

## 生活圏域を把握し情報収集していきます

- ・エリア内に戸塚駅があることから、その周辺には様々な社会資源（公共機関・企業・NPO法人の活動等）があります。民間企業や団体等について名簿や地図、インターネット等で把握し実施しているサービス等を把握していきます。
- ・サロン等の参加時に、参加者がよく行く場所や商店の情報を収集します。行動エリアについても聞き取ることで高齢者の生活エリアにある社会資源（公共機関・企業・NPO法人の活動）を把握していきます。また掲示板や広告などでどのような企業、NPO法人があるか常に情報収集を行います。
- ・スーパーやドラックストアなどの宅配エリアなどを把握していくとともに定期的に更新していきます
- ・区・区社協が主催する連絡会や交流会に積極的に参加します
- ・担当エリア内の事業所・NPO法人や民間企業へ、ケアプラザの機能を説明するとともに顔の見える関係作りができるよう、地域イベントや交流会に参加します。
- ・みまもりネットに加入している団体や企業に訪問しケアプラザの機能を説明するとともに顔の見える関係作りを行いそれぞれのサービスや活動を把握します。

## ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

## 目指すべき地域像を共有しながらエリア単位で地区別に

- ・エリアの中に2つの連合地区があり地域特性も異なっています。一方吉田矢部地区、上倉田地区ともに坂が多く、公共交通機関だけでカバーできないエリアも多いなどの共通の地域特性もあります。高齢者の移動支援、サロンや買い物等の送迎の仕組みづくりなど、今後の必要な活動サービスの創出・継続を考えながら地区別、ケアプラザエリアごとに取り組んでいきます。
- ・それぞれの地域の地区別福祉保健活動の計画の、策定・推進の会議に参加を通じ一緒に考えながら目指すべき地域像を共有していきます。
- ・各地区的地区懇談会・交流会・研修会への参加を通じ地域の感じている課題等を把握し共有をはかっていきます。
- ・包括エリアの地域ケア会議を使った方法や、防災や認知症などのテーマ別の講座を企画し開催する中でグループワークを積み重ねる方法、各地区的マップ作りなど一緒に作業を行うといった一緒にとりくみ考えるような方法で実施していきます。
- ・生活支援だけでなく住民の孤立化の防止、認知症にやさしい環境作り、より住まいに近い介護予防の拠点整備等ニーズとして上がっているテーマについて具体的な取り組みとなるようコーディネートしていきます。

## エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

### 様々な方法で情報を提供を

#### ○高齢者の生活上のニーズの把握

- ・地域活動や集いの場に積極的に参加しニーズの把握をしていきます
- ・ニーズを「外出・交流・家事（日常的な家事・非日常的な家事）見守りなどに分けて整理していきます。

#### ○多様な主体による社会資源のマッチングの支援

- ・地域で行われているサロンなどの活動へ定期的に顔を出すごとで得た情報を広報誌に掲載し掲示版や回覧を通して広く地域の高齢者へ発信し、高齢者から要望があった際には活動主体者との連絡調整を行い支援していきます。
- ・ケアプラザ独自のインフォーマル活動団体を紹介する冊子等を作ります。
- ・地域活動・サービスデータベースシステム（Ayamu）の活用に向け、データを更新・新規登録団体を増やしていきます。
- ・住民による地域活動だけでなく、商店・コープ・宅配などの民間サービスの情報も把握しデータ化していきます。
- ・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に社会資源の情報を提供することでマッチングの支援につなげていきます。

## (4) 地域包括支援センター運営事業

### ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### 地域でいきいきと暮らしていくことを支える相談支援を

- ・上倉田地域ケアプラザは担当エリアの西側に位置し、ケアプラザが遠く来館しにくい住民もあります。来館相談だけではなく、訪問での相談も重視していきます。
- ・大規模なUR団地も2か所あり、大規模マンションも多い地域であり、利便性の良さから他の地域から転居してくる高齢者や、ご高齢な親を他地域から呼び寄せる家族も増えています。地域住民の様々な背景を理解しつつ、この地域でいきいきと暮らしていくことを支える相談支援を行います。

#### ○相談内容の把握、共有、分析と適切な支援

- ・相談してくる人、支援を要する人に対し、適切な支援が実施できるようコミュニケーション技法を用い、相談内容を的確に把握し、適切な介入、助言、関係機関へつなぐ、制度・サービスにつなぐことを行います。必要に応じ関係機関と連携しチーム支援を行い、継続的に支援します。

### ○相談内容・ニーズの共有

- ・相談の概要については、毎朝の振り返りで地域包括支援センター職員はもとより、地域交流活動コーディネーター、生活支援コーディネーターと共に、必要に応じ対応について多角的な検討を行います。継続相談については、地域包括支援センター職員が誰でも対応できる体制を構築していきます。

### ○多機関連携しての相談対応

- ・高齢の親と子のみの世帯で、子のほうにも生活課題が生じる事例が増えてきています。障がい関係の支援機関とも緊密に連携をはかり、家族全体を支える相談支援を行います。

## イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### 認知症の人やその家族が地域でいきいきと暮らしていけるように

- ・認知症の普及啓発が進み、早期の段階での相談も増えてきていますが、まだまだ家族や地域のみで頑張って対応し、専門的な対応が後手に回る場合も少なからず散見します。地域に介護予防事業や自主事業等の参加を促し、様々な機会を通して認知症の普及啓発をより広く行い、認知症の人やその家族により適切に医療や介護サービスが届くよう途切れることのない支援体制を構築します。

### ○チームオレンジ事業

- ・認知症の人やその家族が地域でいきいきと暮らしていけるよう、個別支援を重視し、地域全体で認知症の人やその家族を支えるチームオレンジの取り組みが令和7年度から始まります。
- ・介護予防活動やボランティア活動などに取り組む地域のグループや団体等と連携し、認知症やその家族が主体的に活躍できる場所が見つかるよう支援体制を整えます。
- ・地域住民や団体、企業、関係機関等と連携しながら認知症に関する理解や認知症支援活動の輪を広げていきます。
- ・認知症の人や家族が、安心して暮らせるために、地域に癒しの土壤が醸成されるよう、様々な機会を通じて、認知症の普及啓発の取り組みを行い、見守り体制のより一層の強化を図ります。

### ○早期発見と継続的な支援

- ・民生委員、自治会、地域で活動する様々なグループや団体と連携し、認知症が疑われる人が見受けられた場合、ケアプラザを紹介してもらったり、情報をもらったり、共に動き支援する体制を構築します。そうすることで認知症へのより早い対応を実現します。
- ・介護で悩む家族に対して、介護者のつどいや認知症カフェなどの情報を適宜提供し、ピアカウンセリング効果によるエンパワーメント的な支援を行います。相談対応においても、傾聴を重視し、相談者が癒され、前向きに介護ができるよう働きかけを行います。
- ・認知症の人やその家族が、地域でいきいきと暮らせるよう、チームオレンジ事業の取り組みもや行政を含む様々な機関、グループ、団体、医療機関、介護サービス事業と連携し、多角的な支援を実施します。

## ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### 地域への権利擁護支援の普及啓発を

- ・担当エリアにおいても、大規模の分譲マンションの一斉の高齢化、URの大規模団地に他地域からの一人暮らしあるいは高齢の夫婦世帯の転居等あり、家族や親族の支援が望めない高齢者が急激に増えています。そのような世帯で認知症を発症し生活に支障が出るという相談も増えており、権利擁護支援のニーズが急速に高まっています。  
そのような状況下で、地域の高齢者等が安心して暮らしていけるために、権利擁護の予防的支援、現状を支援する個別支援、権利擁護支援にスムーズにつなげるべく地域への権利擁護支援の普及啓発が不可欠となります。

#### ○必要に応じた個別支援

- ・権利擁護の予防的支援として、任意後見制度の地域への普及啓発、個別相談における任意後見制度、遺言や相続の情報、死後事務委任等の権利擁護関連の情報提供に努め、制度の積極的な活用を図ります。
- ・権利擁護の現状を支える支援として、法定後見制度の活用、身元保証サービスのガイドラインを遵守した形での情報提供等を行います。必要に応じ、区役所やケアマネジャー等と連携し、権利擁護支援に適切につながるよう支援します。
- ・後見人等や身元保証人等が決まったあとも、支援者がチームで動き、利用者のケアが円滑に進むようチーム会議等を企画し、連携が深まるような取り組みを行います。

#### ○地域住民や専門職への権利擁護支援の普及啓発

- ・成年後見制度等権利擁護支援の制度が必要な人に適切に活用できるよう地域の人や民生委員、ケアマネジャーや介護サービス事業者を対象に権利擁護関係の講座などを企画し広く周知に努めます。
- ・戸塚区は特殊詐欺被害数が県下で毎年上位となっています。特殊詐欺被害、消費者被害に地域住民があわないように、被害防止講座の開催、広報誌への被害防止の記事の掲載、様々なグループや団体を対象として被害状況の最新情報や防止策の周知活動を行い、被害数が少しでも減少するよう働きかけを継続します。

## エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### 高齢者が自分らしく地域での生活が継続できるよう包括的な支援を

#### ■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- ・エリア内の高齢者数は緩やかに増加傾向ですが、住居形態が多様で世帯構成も様々なことも

あり多種多様なサービスや支援を必要とする高齢者が増えている傾向にあります。エリア内の高齢者が地域での生活が継続できるよう包括的な支援に取り組みます。

- ・包括的な支援が一緒に構築していくけるようケアマネジャー支援、在宅医療や介護との連携を計っていきます。
- ・地域ケア会議等を通して地域住民、地域団体とも協働して、地域課題の解決策の立案や施行をし、必要な時に必要な支援を切れ目なく活用できるように継続的な援助を行います。

#### ○ケアマネジャーが活動しやすい環境整備

- ・環境整備としては既存の戸塚区ケアマネジャー連絡会「ケアマネット戸塚」や戸塚区在宅療養連絡会「ほーめっと」、戸塚区医師会「在宅療養相談室」と連携し、ケアマネジャー向けの研修会の実施、関係機関との連携構築等、よりよいケアマネジメントや利用者支援ができるようにサポートします。
- ・2025年を迎える今後、後期高齢者が増え、それに伴い独居高齢者や認知症、介護者が何らかの障害を持ち介護が難しい世帯が増えていく中、地域での生活を身近で関わりのあるエリア内の民生委員と連携し迅速な支援を行っていきます。
- ・民生委員や地域住民とケアマネジャーとの関係つくりのため、ともに学ぶ場として研修の機会を設け、居宅介護支援者連絡会等を開催し、顔の見える関係づくりや連携づくりを支援していきます。

#### ○ケアマネジャーに対する相談・助言

- ・令和6年度より1人あたりのケアマネジャーが担当できる利用者の件数が増え、最大44人また49人まで増加しました。（条件により49名まで担当可能）ケアマネジャーは、ICTの活用をしながら効率よく効果的にケアマネジメントができるよう体制を変化させていく必要があります。ケアマネジャーが業務しやすくなるようにアドバイスやチラシの作成や周知を行っていきます。
- ・ケアマネジャーの担当ケースには様々な世帯の課題が多くみられています。ケアマネジャーのみでは課題解決が難しいことも多いため、包括支援センターやその他の関係機関とチーム構成し、連携して課題解決に向けての支援を行います。
- ・個別事例についての相談の内容からニーズを把握し具体的な研修や事例検討会等を開催していく、ケアマネジャーのネットワークの形成、資質向上につなげていきます。
- ・エリア内にケースがある事業所などを対象に気軽に相談できる関係づくりや高齢者の支援体制を一緒につくっていくための関係づくりのためにケアマネサロン、カフェなどを開催し、相談助言できる環境を作っていきます。

#### ○新任ケアマネジャー育成支援

- ・ケアマネジャーの仕事は幅広く多くの知識とスキルと対人援助力やコミュニケーション力等の能力が必要とされます。そのために必要な研修の企画や、ケアマネが相談しやすい場所としての役割を持ち、エリア内の高齢者の生活を共に支えていくことが出来るよう支援していきます。
- ・インフォーマル事業の紹介なども行い、ケアプランに反映できるよう情報提供を行い、地域に住む高齢者が安心してその人らしい生活が継続できることを目指します。

- ・ケアマネジャーとして基本となる介護支援専門員倫理要綱についての説明等を行い専門職としての役割など伝えていきます。

- ・新人ケアマネジャーのためのケアマネサロンや研修・担当エリアの地域の情報、地域関係団体や機関などの情報共有の取り組みを通じて、新任ケアマネジャーのスキル向上を図り、包括的かつ継続的な支援体制の構築に努めていきます。

### ■在宅医療・介護連携推進事業

- ・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、地域で地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携の必要性があります。

- ・地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できるように支援するため、戸塚区ケアマネジャー連絡会「ケアマネット戸塚」や戸塚区在宅療養連絡会「ほーめっと」、戸塚区医師会「在宅療養相談室」との協働での医療介護の連携研修の共催企画や戸塚区医療相談室との連携や個別ケースにかかるカンファの実施などに取り組んでいきます。

### ○在宅医療拠点等との協力体制の構築

在宅医療拠点等とは、戸塚区在宅療養連絡会「ほーめっと」と協働で定期的な勉強会等の企画運営を行い顔の見える関係づくりとともに協力体制の構築をしていきます。

### ○介護関係者に対する相談支援

戸塚区ケアマネジャー連絡会「ケアマネット戸塚」や「ヘルパーネット」と協働で定期的な勉強会等の企画運営を行い顔の見える関係づくりを行い、相談支援のできる関係・環境を構築していきます。

### ○医療や介護の関係者と連携したケアマネジメントの実践

- ・個別支援のカンファレンスや地域ケア会議への参加を呼びかけ、医療や介護の関係者と連携したケアマネジメントを実践していきます。
- ・在宅での看取りケースも増えてくる傾向にあります。在宅での看取りの支援のための体制つくりとして自宅で最期を迎えるまでの状態に応じた医療と介護の具体的な連携方法についてケアマネジャーとともに共有しながら看取り期のケアプランの実践への支援をします。

## オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

### 地域で暮らす高齢者の方がいつまでも自分らしい生活を送れるように

- ・地域ケア会議を「地域で暮らす高齢者の方が、その地域でいつまでも自分らしい生活を送りたい」という想いをかたちにするための会議ととらえ、地域の方の意見に耳を傾けて課題を拾い、課題解決に向けて具体的な方法を考え、新たな地域の在り方の実現に向けて、話し合いを継続していきます。
- ・高齢になってもいつまでも自分らしく安心して暮らせるための地域づくりを行います。

### ○ネットワーク構築機能

- ・医療・福祉・行政など、他職種が参加する会議体制を構築し、情報共有や連携強化を図ります。
- ・地域ケア会議を通して支える方々と顔の見える関係つくりを行います。

### ○個別ケース支援の強化

- ・地域ケア会議で取り上げた個別ケースについて、本人・家族等の意向を尊重しつつ、必要なサービス提供や支援策を協議します。また、必要に応じ事後フォローアップ会議を開催し、支援状況の確認と課題解決を継続的に行います。

### ○地域資源の活用と新たな資源開発

- ・地域ケア会議で得た情報を基に既存の地域資源（ボランティア団体、民間サービス事業者、行政機関など）の活用を進めるとともに、新たな資源開発の必要性を検討します。
- ・個別相談の中から地域別の統計等、データ化して、地域の困りごとを分析して、その地域共有の課題に対して解決に向けての資源開発、地域つくりを行います。

### ○地域住民への広報

地域ケア会議の取り組みを広報し、地域全体の理解と協力を促します。

## 力 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

### 地域でいきいきと暮らせるために一緒にプランを作成します

- ・介護予防ケアマネジメントを行う際には、課題に対してできていないことを補うのではなく、要支援認定者自身がどうなりたいかという目標をあげることを大切にします。また問題や課題が解決される事で生活の質が向上するためのプランを要支援認定者と一緒に行います。
- ・介護サービスだけでなく、介護予防に資する様々な活動、グループや団体への参加も視野に、利用者が地域でいきいき暮らせるために利用者と一緒に予防プランを考えます。
- ・利用者が様々な社会資源の活用ができるよう地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターと連携し、毎朝の5職種でのミニミーティング、毎月の5職種のミーティング等の機会を通し、また日常のコミュニケーションを通して、情報共有、情報交換、必要に応じ社会資源の照会、しいては新たな支援の開拓、開発を目指し活動します。

### ○自立に向けた効果的なケアマネジメントを実施するための人員確保、人材育成等の計画

- ・**介護予防ケアマネジメントの実施者**としては、地域包括支援センターの3職種を中心に福祉保健にかかる国家資格保有者を配置し、専門性を重視しつつ、定期的（朝のミーティング時）および必要に応じて隨時、相談の場を持ち専門性を向上させる場を設けていきます。
- ・横浜市で実施する**指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業の研修等**に参加して、介護サービスの利用のためではなく、「要支援認定者の自立と生活の質の向上を目指した介護予防ケアマネジメント」について自己研鑽に努めます
- ・横浜市や戸塚区で実施する介護予防関連の研修会に参加し、またケアプラザ内の様々な機会を活用し、介護予防関連の情報収集に努め、ケアマネジメント技術の向上に努め、継続して自己

研鑽を行っていきます

- ・委託先の居宅介護支援事業所については、年1回区役所と合同で研修会を実施し自立に向けた効果的なケアマネジメントについて伝えていきます。

○委託先の選定に関わる公正・中立性の確保及びケアマネジメント業務にかかる適切な指導

- ・委託先の選定については、選択できることを前提とし、利用者の要望やニーズをしっかりと把握したうえで、その利用者に合った事業所、受け入れ可能な複数の居宅介護支援事業所を提示し、自ら選んでもらえるよう公正・中立性を確保できるよう支援していきます。
- ・委託先のケアマネジメント業務については、予防プラン提出時にプラン内容を確認するとともに、受け渡し時等に情報交換等をしていきます。またできる限り担当者会議に出席し、利用者本人と委託している指定居宅介護支援事業者のケアマネジャーと相談する機会を作り、情報交換をしていきます。
- ・生活支援整備体制事業と協働し、委託する指定居宅介護支援事業者に対し、地域にある社会資源の情報提供、地域活動・サービスデータベースシステム（Ayamu）の活用などインフォーマルサービスを充実する取り組みを行い継続的に行います。

**キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について**

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

**地域の身近な場所で介護予防を**

- ・担当エリア内では趣味を持っている人の割合が高い、外出の機会が多い、ウォーキングをする人の割合が高いという傾向があります。また栄養や口腔ケアについてはより普及啓発が必要です。介護予防として取組の際にはこうした地域の特徴も取り入れ展開をしていきます。
- ・地域にある介護予防グループ活動に職員が参加し、地域ニーズを把握し、アセスメントを繰り返し継続的に行いながら、市や区が掲げる目標や事業方針を確認し、地域ニーズやアセスメントについて区役所の地区担当者と相談しながら、計画を立案、修正、展開します。

○介護予防に関する普及啓発

- ・ケアプラザがエリアの端にあるため、地域に出向いた普及啓発の展開も行います。身近な町内会館等を使用して介護予防講座や教室を開催をしていき、これまで参加がなかった地域高齢者が介護予防についての正しい知識を身につけ、人とつながる地域づくりの機会となるよう事業を計画していきます。
- ・計画した介護予防普及啓発事業以外に、地域で開催されている集いの場等に出向き、介護予防の普及啓発を行います。
- ・口腔ケア、栄養について、ウォーキングについてなど区や担当エリアの特性に合った講座を開催し介護予防や住民の健康づくりにつなげていきます。

○地域活動支援などの介護予防事業

- ・地域にある介護予防に取り組む活動グループに対しての支援を、断続的・継続的に行い、地域づくりを推進します。

- ・区で開催している介護予防ボランティア養成講座と連携し、ケアプラザで行う介護予防事業を協働して頂くボランティアの発掘、育成する為の講座を開催します。

## ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

### 地域全体で安心できる暮らしを

高齢者が地域で自立した生活を送ることを支援し、地域全体で安心できる暮らしを実現します。

#### ○社会資源が有機的に連携できる為のネットワークづくり

- ・介護サービスだけでなく、地域の保健福祉や医療機関やボランティア活動団体、地域のインフォーマルサービスや企業等の様々な社会資源について、個々の持つ特性を理解しながら連携体制を整備します。
- ・生活支援体制整備事業と連携し「社会資源マップ」等の作成をしていきます。

#### ○地域ケア会議の開催

- ・地域包括支援センターネットワーク構築のための手法として、「地域ケア会議」を活用します。
- ・地域ケア会議が多職種の視点が交えるように、関係機関との顔の見える関係づくりに取り組みます。
- ・個別ケースや包括レベルの地域ケア会議での検討から、関係機関の資質向上や連携促進を行い、地域の資源開発や地域づくりへつなげていきます。

#### ○情報共有の方法について検討していく

- ・ICTツールなども活用し情報共有を検討していきます。
- ・民生委員との連携を構築し、個別のケース共有のみならず、地域支援活動をしている高齢者との情報についても共有し活用していきます。
- ・医師会や医療相談室、圏域のクリニックとの連携体制を構築していきます。高齢者が在宅医療に関して相談支援ができる体制つくりを行います。特に圏域の医療機関との関係構築を行ない高齢者がいつでもどこでも質の高い相談や支援を受けられるよう、在宅生活が継続できることを目指します。

## (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

### その人らしい暮らしが継続できるケアマネジメントを

- ・担当エリアには、住み慣れた地域で暮らす方々だけでなく、他地域から親族等のもとに越されてきた方々も多くいます。インフォーマルサービスや地域情報などもお伝えしながら新たな場所でも皆さんのが安心してその人らしく暮らす事が出来る様な支援をしてきます。

- ・ご家族が仕事を続けながら在宅での介護をする方、お看取りをされる方、また在宅だけでなく地域にある住宅型有料老人ホームで緩和ケアを受けながら暮らす方も増えてきています  
介護保険のサービスだけでなく在宅医療や看護、病院等とも連携し、ご家族のサポートも意識したケアマネジメントをしていきます
- ・戸塚区内の地域包括支援センター、病院や行政機関等と連携し、要介護・要支援等に関わらず、日常生活上で様々な支援が必要な方々に公正中立を意識したケアマネジメントを実施していきます。

#### (6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

##### **介護が必要になってもその人らしく地域での暮らしが継続できる支援を**

- ・介護が必要となってもその人らしく地域で暮らしていくような支援をしていきます。
- ・利用者1人1人の尊厳を大切にし、自立した日常生活を営むこと、社会的孤立感を解消すること、心身の機能維持を目標に、心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて入浴、排泄、食事、機能訓練等の必要な援助を実施します。
- ・生き生きした生活が送れるよう、利用者に「生きがい」を感じて頂くよう、3つの生きがい1.日常生活を穏やかに過ごす生きがい(美味しい物食べる) 2.友人との交流の生きがい(人とのつながり) 3.積極的に何かをやることの生きがい(趣味の時間) がもてる自立支援を考慮したプログラムを提供していきます。
- ・エリア内には転居で新しくこの地域に移り住む方々もいます。デイサービスを利用される中で新たなつながりをつくり地域での暮らしがより豊かになるよう支援していきます。
- ・敷地内にガーデンがあり、その庭を使って季節の野菜や花などを育てる園芸プログラムをレクリエーションで実施し育て、収穫する楽しみを持つことで継続した意識・意欲の向上につなげます。
- ・要支援1、2や事業対象者と認定を受けた利用者には横浜市の第1号通所事業として、地域包括支援センターや居宅介護支援事業と連携し要介護状態に陥らないための生活リハビリ、日常生活上の相談支援からいきいきとした在宅生活が継続できるよう支援します。
- ・ご家族の介護負担の軽減や、生活上の困りごとなどにも相談に乗れるような体制をとります。  
介護を担うスタッフ不足が全国的な課題となっている中、職場環境設定の変更等生産性向上、相応の賃金を分配できる処遇改善に取り組んでいきます。
- ・法定で義務化された災害時・感染症拡大時の業務継続計画(BCP)の策定、研修、訓練をすすめケアプラザ全体ともすり合わせながらリスクマネジメントをすすめます。また虐待防止や介護技術向上のためのスタッフ研修・ミーティングを定期的に開催します。
- ・支えあいの仕組み作りの拠点であるケアプラザの利点を活かし、地域交流コーディネーターと連携して地域サークルの活動発表の場として利用していただく、将棋や話し相手といったボランティアが定期的に来館し活動していただく事で、利用者の楽しみやリハビリテーションにつながっていきます。ボランティアの活動場所、また保育園児の訪問、小学校の福祉体験や近隣大学の実習等学びの場としても広く地域に開かれたデイサービスを展開します。

### ○サービスメニュー

- ・提供時間：10：00～16：05
- ・定員：35名
- ・提供サービス：送迎、健康チェック、入浴、昼食、生活リハビリ体操、口腔ケア、レクリエーション、本人や家族への生活動作や介護に関する相談支援。本人及び介護されるご家族の相談支援ボランティアや実習生の活動の受入れ。

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

#### 指定管理と介護保険を合算し施設全体の安定収支を図ります

### ○収支計画

- ・地域の方々が身近な場所で福祉・保健のサービスや地域活動の支援を総合的に受けられるように、指定管理事業・介護保険事業を一体的に提供することが地域ケアプラザの特色と考えています。指定管理料と介護保険料収入等については各事業別の収支管理をするとともに、施設全体での収支計画を策定します。

### ○利用者サービスのための経費に対する考え方

- ・URとの合築の為、施設の躯体に影響するような修繕や大型設備の入れ替えについては時間や費用に労を要します。ボイラーや空調設備など専門知識が必要な管理については専門業者に直接発注することでコストの削減を図っていきます。
- ・部品等の定期的な交換や日常のメンテナンスを丁寧に行い、利便性やコストに大きな影響が出ないよう工夫していきます。
- ・築年数が30年を超えたため、すでに修繕をしたところや年度当初から使用していたものに修繕が必要となってきています。一度に大きな支出が難しいため、優先順位をつけ対応しいつまでも気持ちよく使っていただけるよう工夫していきます。

### (2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

#### 施設の継続運営を念頭に置いた修繕や経費節減

### ○利用料金の収支の活用

- ・介護保険事業における収支差額については、黒字決算が見込まれる場合、備品の買替や交換等、館内利用の方が安全で快適に使っていただくために、また今後増加が見込まれる人件費や修繕費の一部にあてる等継続的な事業運営のために活用していきます。
- ・地域包括支援センターや地域活動交流事業等の指定管理事業部分で生じたプラスの収支があった場合には人件費や研修費に当て質の高いサービスを提供するために活用します。

### ○運営費等について低額に抑える工夫

- ・法人内で3館の地域ケアプラザを受託運営していることを活かし、事務消耗品・業務委託事業・保守管理業務等は法人一括契約等で経費削減を行います。
- ・横浜市のesco事業に則り照明のLED化をすすめることで継続的な電気代の削減を行います。
- ・光熱水費について、日々の節約を行い削減につとめていきます。

**指定管理料提案書**  
**(横浜市 上倉田 地域ケアプラザ)**

## 1 指定管理料提案書

## (1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	11,144,420円	11,144,420円	11,144,420円	11,144,420円	11,144,420円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円
事業費		地域ケアプラザ運営事業 の自 主事業を実施するために必要な 経費	□	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円
事務費		地域ケアプラザ運営事業の備品 購入費、研修費、通信運搬費、 リース代、印刷製本費、消耗品、 本部経費他	■	3,724,000円	3,724,000円	3,724,000円	3,724,000円	3,724,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	6,916,580円	6,916,580円	6,916,580円	6,916,580円	6,916,580円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
施設使用料相当額				-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円
合計				23,038,000円	23,038,000円	23,038,000円	23,038,000円	23,038,000円
			うち団体本部経費	1,382,500円	1,382,500円	1,382,500円	1,382,500円	1,382,500円

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域  
ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額						
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	17,699,964円	17,699,964円	17,699,964円	17,699,964円	17,699,964円		
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	4,000,000円	4,000,000円	4,000,000円	4,000,000円	4,000,000円		
事業費		地域包括支援センター事業の自主事業を実施するために必要な経費	□	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円		
事務費		地域包括支援センター事業の備品購入費、研修費、通信運搬費、リース代、印刷製本費、消耗品、本部経費他	■	2,300,000円	2,300,000円	2,300,000円	2,300,000円	2,300,000円		
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,771,000円	1,771,000円	1,771,000円	1,771,000円	1,771,000円		
小破修繕費	・小破修繕費	126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円		
協力医	・協力医	630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円		
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>			-123,964円	-123,964円	-123,964円	-123,964円	-123,964円		
合計				26,553,000円	26,553,000円	26,553,000円	26,553,000円	26,553,000円		
			うち団体本部経費	367,500円	367,500円	367,500円	367,500円	367,500円		

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)  
+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
人件費	賃金水準 スライド対象			□	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□					
事業費	事業費	生活支援体制整備事業の自主事業を実施するために必要な経費	□	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
事務費	事務費	生活支援体制整備事業の備品購入費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品他	□	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円
利用料金の活用	利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△	0円	0円	0円	0円	0円
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	講座等事業実施のために必要な経費	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円	0円

**収支予算書**  
**(横浜市 上倉田 地域ケアプラザ)**

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	23,038,000円	23,038,000円	23,038,000円	23,038,000円	23,038,000円
		地域包括支援 センター運営事業	26,553,000円	26,553,000円	26,553,000円	26,553,000円	26,553,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			55,930,000円	55,930,000円	55,930,000円	55,930,000円	55,930,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	10,184,000円	10,184,000円	10,184,000円	10,184,000円	10,184,000円
		居宅介護支援事業	14,662,000円	14,760,000円	14,803,000円	14,837,000円	14,981,000円
		通所系 サービス事業	66,790,000円	67,046,000円	67,354,000円	67,670,000円	67,876,000円
			91,636,000円	91,990,000円	92,341,000円	92,691,000円	93,041,000円
	その他収入		0円	0円	0円	0円	0円
			147,566,000円	147,920,000円	148,271,000円	148,621,000円	148,971,000円
支出	内訳	人件費	97,050,000円	97,400,000円	97,750,000円	98,100,000円	98,450,000円
		事業費	7,620,000円	7,620,000円	7,620,000円	7,620,000円	7,620,000円
		事務費	11,678,000円	11,678,000円	11,678,000円	11,678,000円	11,678,000円
		管理費	30,031,000円	30,031,000円	30,031,000円	30,031,000円	30,031,000円
		その他	1,062,000円	1,062,000円	1,062,000円	1,062,000円	1,062,000円
			147,441,000円	147,791,000円	148,141,000円	148,491,000円	148,841,000円
	うち団体本部経費		3,500,000円	3,500,000円	3,500,000円	3,500,000円	3,500,000円
収支			125,000円	129,000円	130,000円	130,000円	130,000円

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書**  
**(横浜市 上倉田 地域ケアプラザ)**

## 1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

## (1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

## (2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

  

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
	①	配置予定人数	2.3000人	2.3000人	2.3000人	2.3000人
	②	基礎単価				
	②	配置予定人数				
	③	基礎単価				
	③	配置予定人数				

## 2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

## (1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

## (2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人

  

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
	①	配置予定人数	0.4000人	0.4000人	0.4000人	0.4000人
	②	基礎単価				
	②	配置予定人数	0.2000人	0.2000人	0.2000人	0.2000人
	③	基礎単価				
	③	配置予定人数				

## 3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

## 4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

所長1名。地域ケアプラザ運営事業は常勤コーディネーター1名・非常勤サブコーディネーター8名と事務員1名(非常勤は計2.3人工)。地域包括支援センター事業は常勤3職種各1名・非常勤相談員と事務員各1名(非常勤は計0.6人工)。生活支援体制整備事業は常勤コーディネーター1名。
--

## 団体の概要

(令和 7 年 2 月 1 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん ひらくかい) 社会福祉法人 開く会		
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。			
(ふりがな) 名称	( )		
所在地	〒245-0015 横浜市泉区中田西一丁目 11 番 2 号 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査 (様式 8 同意書による) に使用します)		
設立年月日	平成 2 年 3 月		
沿革	昭和 50 年より地域活動していた任意団体「んとすの家」(活動内容: こども文庫、幼児グループ、学童保育、障害児のお泊まり会、横浜市指定ファミリーグループホーム、障害者作業所) を母体として平成 2 年 3 月社会福祉法人を設立。同年 7 月に精神薄弱者通所授産施設「共働舎」を開所。社会福祉法人としての事業を開始。		
事業内容等	障害福祉サービス事業所「共働舎」 (平成 2 年 7 月～設置運営) 同 「はたらき本舗」 (平成 6 年 4 月～設置運営) 同 「ファール ニエンテ」 (平成 26 年 11 月～設置運営) 同 「フラワーーーク」 (令和 4 年 4 月～設置運営) 障害者グループホーム「ウィズ」(11 軒) (平成 4 年 11 月～設置運営) 指定管理者として下記施設を運営 横浜市上倉田地域ケアプラザ (平成 8 年 12 月～) 横浜市下倉田地域ケアプラザ (平成 15 年 12 月～) 横浜市新橋地域ケアプラザ (平成 21 年 12 月～) 横浜市倉田コミュニティハウス (平成 18 年 10 月～)		
財務状況 ※直近 3 か年の事業年度分	年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	総収入	1,024,972,029	1,058,600,646
	総支出	1,011,769,557	1,067,638,320
	当期収支差額	13,202,472	-9,037,674
	次期繰越収支差額	348,152,218	331,692,242
連絡担当者	【所 属】横浜市上倉田地域ケアプラザ 【氏 名】 【電 話】045-865-5700 【FAX】045-865-5711 【E-mail】		
特記事項	令和 6 年 1 月 横浜市新橋地域ケアプラザのデイサービス閉鎖		